

割引

と え い こ う つ う む り ょ う じ ょ う し ゃ け ん 都 営 交 通 無 料 乗 車 券

と い あ わ せ し ゃ か ん ふ く し じ む し ょ さ ん し ょ う
問 合 所 管 の 福 祉 事 務 所 (1 4 ペ ー ジ 参 照)

し ん た い し ょ う が い し ゃ て ち ょ う あ い て ち ょ う し ゃ じ し ゃ と え い こ う つ う と え い ち か て つ と と で ん
身 体 障 害 者 手 帳、 愛 の 手 帳 の 所 持 者 の 都 営 交 通 (都 営 地 下 鉄、 都 バ ス、 都 電、
に っ ぼ り と ね り う ん ち ん む り ょ う じ ょ う し ゃ け ん て い じ じ ど う か い さ つ き り ょ う
日 暮 里 ・ 舍 人 ラ イ ナ ー) 運 賃 は、 無 料 乗 車 券 の 提 示 (自 動 改 札 機 を 利 用 す る こ と
も で き ま す) に よ り 無 料 に な り ま す。 ま た、 身 体 障 害 者 手 帳 (第 1 種 の み) 及
び 愛 の 手 帳 の 所 持 者 の 介 護 人 (1 人) は 普 通 乗 車 券、 定 期 乗 車 券 と も 5 割 引 (都
バ ス 定 期 乗 車 券 は 3 割 引) に な り ま す。

な お、 都 営 交 通 無 料 乗 車 券 を お 持 ち の 方 は、 I C カ ー ド (P A S M O) に 変 更 が
で き ま す。 詳 し く は、 1 1 4 ペ ー ジ に あ る 巢 鴨 駅 ・ 高 島 平 駅 な ど の 定 期 券 発 売 所 に
お 問 合 せ く だ さ い。

※ 身 体 障 害 者 手 帳 の 障 害 種 別 の 詳 細 は、 1 8 ペ ー ジ を ご 確 認 く だ さ い。

対 象

と な い ざ い じ ょ う つ ぎ が い と う か た
都 内 在 住 で、 次 の い ず れ か に 該 当 す る 方 (シ ル バ ー パ ス を お 持 ち の 方 は 対 象 外)

- ・ 身 体 障 害 者 手 帳 又 は 愛 の 手 帳 の 交 付 を 受 け て い る 方
- ・ 戦 傷 病 者 手 帳 特 別 項 症 ~ 第 5 款 症 の 交 付 を 受 け て い る 方
- ・ 原 爆 被 爆 者 (厚 生 労 働 大 臣 の 認 定 患 者 及 び 健 康 管 理 手 当 を 受 け て い る 方)

申 請 手 続

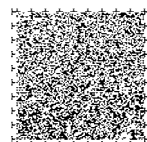
し ん せ い て つ づ き
身 体 障 害 者 手 帳、 愛 の 手 帳、 戦 傷 病 者 手 帳 の う ち い ず れ か 1 つ を 持 参 の う え、
ま ど ぐ ち こ
窓 口 に お 越 し く だ さ い。

※ 原 爆 被 爆 者 の 方 は、 被 爆 者 健 康 手 帳 と 次 の い ず れ か の 書 類 を お 持 ち く だ さ い
こ う せ い ろ う だ い じ ん こ う せ い だ い じ ん に ん て い し ょ い り ょ う と く べ つ て あ て し ょ う じ ょ
厚 生 労 働 大 臣 (厚 生 大 臣) の 認 定 書、 医 療 特 別 手 当 証 書、
と く べ つ て あ て し ょ う じ ょ け ん こ う か ん り て あ て し ょ う じ ょ
特 別 手 当 証 書、 健 康 管 理 手 当 証 書

有 効 期 限 と 更 新 手 続

む り ょ う じ ょ う し ゃ け ん ゆ う こ う き げ ん き さ い
無 料 乗 車 券 は、 有 効 期 限 が 記 載 さ れ て い ま す。

- ・ 有 効 期 限 の 月 の 1 日 以 降 に、 再 び 申 請 手 続 を 行 っ て く だ さ い。
- ・ 乗 車 券 の 更 新 又 は 有 効 期 限 が 切 れ て い る 場 合 は、 お 手 持 ち の 乗 車 券
じ ょ う き て ち ょ う じ さ ん し ん せ い て つ づ き お こ な
と 上 記 手 帳 を 持 参 し て 申 請 手 続 を 行 っ て く だ さ い。



精神障害者都営交通乗車証

問合 東京都精神保健医療課 ☎ 5320-4464

精神障害者保健福祉手帳所持者の都営交通（都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー）運賃は、この乗車証の提示により無料になります。

対 象

都内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者（シルバーパスをお持ちの方は対象外）

申込手続

都営交通定期券発行所に、精神障害者保健福祉手帳を持参のうえ申し込んでください。

■近隣の購入場所：都営三田線 高島平駅・巣鴨駅

鉄道運賃等の割引

問合 JR・私鉄線の各販売窓口

身体障害者手帳・愛の手帳の所持者とその介護人（1人）が、JR線・連絡社線を利用の場合、運賃が割引になります。連絡社線とはJRと連絡運輸（乗車券の通し販売）をしている交通機関（私鉄線、一部のバス路線、航路等）のことです。

	利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
JR 運賃 の 割 引	第1種 (身体障害者手帳・愛の手帳) 所持者が介護人付添いで利用	普通乗車券 定期券 (小児を除く) 回数券 (バスを除く) 急行券 (JR線のみ)	5 割 介護人同率	JR線 (航路・バスを含む) 及び連絡社線の各駅相互間
	12歳未満の第2種 (身体障害者手帳・愛の手帳) 所持者が介護人と利用	定期券 (介護人のみ)		
	第1種及び第2種 (身体障害者手帳・愛の手帳) 所持者が単独で利用	普通乗車券	5 割	同上。ただし、鉄道・航路は片道100キロを超える場合に限る

※グリーン車料金・特急料金は対象外となります。

※小児定期乗車券は割引対象外となります。

※ICカード・特別割引用ICカードがご利用できる場合があります。詳細は各鉄道会社にお問合せください。

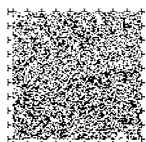
※身体障害者手帳・愛の手帳の障害種別の詳細は、18・19ページをご確認ください。

私鉄運賃の割引

対象・割引内容等はJRに準じますが、取り扱いが異なる場合があります。詳細は各私鉄会社にお問合せください。

購入方法

チケット発売窓口で、手帳を提示して購入してください（自動券売機の利用ができない場合があります）。乗車中は必ず手帳を携帯してください。



民営バスの割引

問合 各バス会社へ

身体障害者手帳・愛の手帳所持者とその介護人（1人）、精神障害者保健福祉手帳所持者が、民営バスを利用する場合、運賃が割引になります。

利用区分	割引率	割引の受け方
身体障害者手帳所持者が単独で利用 愛の手帳所持者が単独で利用 精神障害者保健福祉手帳所持者が単独で利用	5 割	乗車時に手帳を提示
第1種身体障害者が介護人同伴で利用 愛の手帳所持者が介護人同伴で利用	5 割 介護人同率	乗車時に手帳と「心身障害者民営バス乗車割引証」を提示
定期券購入（購入者が以下の者） ・身体障害者手帳、愛の手帳所持者 ・第1種身体障害者、愛の手帳所持者の介護人	3 割	購入時に「定期券割引購入申込書」を提示

※身体障害者手帳の障害種別の詳細は、18 ページをご確認ください。

「民営バス割引証」等の申請手続

「心身障害者民営バス乗車割引証」、「定期券割引購入申込書」の申請は、身体障害者手帳、愛の手帳を持参のうえ、所管の福祉事務所（14 ページ参照）窓口までお越しください。

航空旅客運賃の割引

問合 各航空会社窓口へ

12 歳以上の身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護人（1人）の定期航空路線（国内線区間）の航空運賃は、航空券購入時に手帳を提示することで、運賃が割引になります。詳細は各航空会社にお問合せください。

旅客船・フェリー運賃の割引

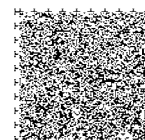
問合 各フェリー会社窓口へ

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護人がフェリーを利用する場合、手帳を提示することで運賃が割引になります。詳細は各フェリー会社にお問合せください。

タクシー料金の割引

問合 (社)東京ハイヤー・タクシー協会 ☎ 3264-8080

乗車時に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、タクシー料金が1割(10%)引になります(一部対象外の事業所があります)。※割引適用の有無については、各タクシー事業者にお問合せください。



有料道路通行料金の割引

問合せ 【申請窓口】各福祉事務所（14 ページ参照）

【ETC登録】 ☎ 045-477-1233 FAX 045-474-1110

【料 金】 ☎ 0570-024-024（お客様センター）

事前に申請・登録した自動車（1台）で有料道路を利用する場合、利用料金の割引が受けられます。

対象になる方	利用条件	割引内容
第1種身体障害者 愛の手帳（第1種相当）	手帳所持者本人の運転 手帳所持者の介護者の運転	通行料金 50% 割引 ※他の割引との併用はできません
第2種身体障害者	手帳所持者本人の運転	

※身体障害者手帳・愛の手帳の障害種別の詳細は、18・19 ページをご確認ください。

申請手続

次のものを持参のうえ、所管の福祉事務所にお越しくください。

- ①身体障害者手帳・愛の手帳のいずれか1つ
- ②車検証（写し）
- ③運転免許証（第2種手帳所持者）
- ④ ETC 車載器の管理番号が確認できるもの（ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等）
- ⑤ ETC カード（本人名義に限る。ただし18歳未満の場合は保護者名義でも可）



※更新・変更については、既に登録されている内容に変更がない場合は

- ④、⑤は、持参不要です。

自動車の登録条件

登録することができるのは、以下の方が所有している自動車になります（事業用自動車やレンタカーの登録はできません）。

- ①手帳所持者本人が運転される場合
 - ・本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
- ②手帳所持者の介護人が運転される場合
 - ・本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
 - ・上記の方が自動車を所有していないときは、障がい者ご本人を継続して日常的に介護している方

利用方法

- ①有料道路料金所で料金を支払う場合

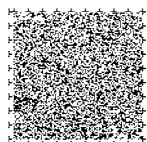
料金を支払う際、「有料道路割引」印を受けた手帳を提示して、利用する有料道路で定められた方法（現金、クレジットカード、ETCカードのいずれか）により料金を支払います。

- ② ETC レーン無線通行による割引の適用を受ける場合

福祉事務所での手続のほかに、ETC 事業者への登録が必要です。

ETC 事業者から登録完了通知が届くまでは、上記①により割引を受けることができます。

- ・登録内容に変更があった場合には届出が必要となります。



区営有料自転車駐車場使用料の減免

問合 土木計画・交通安全課交通安全係 ☎ 3579-2517

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が区営有料自転車駐車場を定期利用する場合、使用料が免除されます。

免除できるのは利用者1人につき、1ヶ所、1台のみです。また駐車枠に空きがない場合には、お待ちいただくことがあります。

なお、上記の手帳の交付を受けていない場合でも、身体の障がい、疾病等の身体状況によって自転車を利用する必要がある方は、定期利用の使用料が減額される場合があります。自転車駐車場により申請方法が異なりますので、詳細は交通安全係までお問合せください。

公共駐車場の割引

問合 各駐車場へ

精算所（無人精算機の場合は管理室）で身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等を提示すると、利用料金が割引になる場合があります。

区立文化・体育施設利用料の減免

問合 各施設へ

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示により、減額・免除される施設があります。

- 文化及び体育施設駐車場 有料駐車場を持つ施設の場合、駐車場使用料が無料になります。ただし、美術館は別途専用スペースを用意しておりますので、予めお問合せください。
- 体育施設利用料、美術館の観覧料 本人半額（介助者免除）。ただし65歳以上は、一般料金の半額

都立公園入場料等の免除

問合 各公園へ

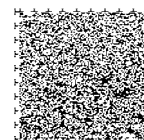
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳所持者本人と付添者は、各公園窓口で手帳を提示すると、入場料が免除されます。また、駐車場の無料利用ができます。

都立文化施設利用料等の減免

問合 各館へ

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等所持者本人と介護人（1人）は、各窓口で手帳を提示すると、入館料が減免になる場合があります（催しにより減免対象外の場合もあります）。

また、都立文化施設駐車場の無料利用ができる場合があります。事前予約が必要な場合がありますので、詳細は各館へお問合せください。



NHK テレビ受信料の減免

問合 NHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京東オフィス ☎ 3984-6731

種類	対象者
全額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の所持者がいる住民税非課税世帯 ・愛の手帳の所持者がいる住民税非課税世帯 ・精神障害者保健福祉手帳の所持者がいる住民税非課税世帯 ※住民税非課税世帯とは、住民票上の世帯構成員全員が住民税非課税の世帯です。
半額免除	次の①～⑥の障がい者が世帯主で、放送受信契約者 ①視覚障害者 ②聴覚障害者 ③身体障害者1・2級 ④愛の手帳1・2度 ⑤精神障害者1級 ⑥戦傷病者手帳特別項症・第1款症

担当窓口

- ▼ 身体障害者手帳・愛の手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方…所管の福祉事務所（14 ページ参照）
- ▼ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方…所管の健康福祉センター（15 ページ参照）

申請手続

次のものを持参し、担当窓口へお越しください。

- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ
- ・印鑑（朱肉を使うもの）

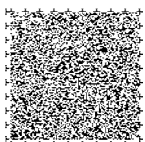
手続手順

- ①担当窓口で放送受信料免除（半額免除）申請書に証明を受けてください。
- ②証明を受けた申請書をNHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京東オフィスに提出してください。 ※申請内容に変更があった場合には届出が必要です。

郵便料金の減額

問合 お客様サービス相談センター ☎ 0120-232-886

種類	内容
(1) 点字郵便物、特定録音物等郵便物	次の郵便物で開封のものは無料（3kgまで） ①盲人用点字のみを掲げたものを内容とする。 ②盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館・点字出版施設など日本郵便株式会社の指定を受けたものから差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの。
(2) 点字ゆうパック	サイズ別に全国一律料金で設定されています。それぞれの運賃はお近くの郵便局へお問合せください。
(3) 心身障がい者用ゆうメール	身体に重度の障がいがある方が郵便により図書館の蔵書を閲覧する場合、ゆうメールの基本料金の半額程度
(4) 心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容とし、発行人から差し出されるもの	①毎月3回以上発行する新聞 ②それ以外のもの 50gまで①は8円、②は15円、50gを超えて1kgまで50g増すごとに①は3円増し、②は5円増しになります。
(5) 聴覚障がい者用ゆうパック	サイズ別に全国一律料金で設定されています。それぞれの運賃はお近くの郵便局へお問合せください。



NTT 電話番号案内 (104) の無料利用

問合せ ふれあい案内事務局 ☎ 0120-104174
FAX 0120-104134

あらかじめ申請することにより、NTT104 の電話番号案内を無料で利用できます。

対象になる方

- 次の障害等級の身体障害者手帳所持者
 - ・ 視覚障害 1～6級
 - ・ 聴覚障害 2～4級・6級
 - ・ 肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害）1・2級
 - ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3・4級
- 愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
- 次の障害等級の戦傷病者手帳の交付を受けた方で、下記に該当する方
 - ・ 視力障害 特別項症～第6項症
 - ・ 肢体不自由（上肢） 特別項症～第2項症
 - ・ 聴覚障害 第2項症・第4項症
 - ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 第1項症、第2項症、第4項症

FAX によるお問合せ注意事項

- お問合せ内容、氏名、返信用の FAX 番号を記載して送信してください。
- 申込書、障害者手帳等は FAX では受け付けられません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。
- 050 から始まる電話番号、携帯電話、衛星電話並びに公衆電話からの FAX 送付は受け付けられません。
- FAX を送信してから3営業日以上折り返しが無い場合は、通信機器のトラブルが考えられます。再度送信をお願いします。
- 返信は FAX で行いますので、FAX を受信できる方のみのお問い合わせとさせていただきます。
- 申請書は郵送でお送りします。

携帯電話料金の割引

問合せ 各携帯電話会社へ

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等所持者が契約している場合、携帯電話料金の割引があります。手続、利用条件等の詳細は、各携帯電話会社へお問合せください。

